

## 岐阜県肝炎対策協議会設置要綱

### (目的)

第1条 岐阜県内の B 型及び C 型肝炎対策に関する学識経験者及び関係者からの意見を聴取し、その施策の推進を図ることを目的に、岐阜県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (委員)

第2条 委員は、別表に掲げる団体等からの推薦を受けた者、岐阜市保健所長の他、肝炎治療に関する学識経験者として感染症対策推進課長が選任した者とする。

2 別表に掲げる団体の委員及び岐阜市保健所長が会議に出席できない場合、その委員が指名する代理の者を出席させることができる。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、岐阜大学医学部附属病院肝疾患診療支援センター長とする。

3 会長は、会議の進行を行う。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会は、感染症対策推進課長が招集する。

### (協議事項)

第5条 協議会は、次の事項を協議する。

(1) B 型、C 型肝炎ウイルス検査の推進に関する事。

(2) B 型、C 型肝炎ウイルスの重症化予防対策事業に関する事。

(3) その他、B 型、C 型肝炎対策事業の施策の推進に関する事。

### (会議の公開)

第6条 協議会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りではない。

(1) 岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）第 6 条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して協議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

### (意見聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、感染症対策推進課において処理する。

(解散)

第10条 協議会はその目的が達成されたときに解散する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年11月22日から施行する。

この要綱は、令和元年12月6日から施行する。

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

別表 委員の所属団体等（第2条関係）

岐阜大学医学部附属病院肝疾患診療支援センター
一般社団法人 岐阜県医師会
一般社団法人 岐阜県病院協会
公益社団法人 岐阜県歯科医師会
岐阜県肝炎の会
岐阜県市町村保健活動推進協議会
岐阜県保健所長会